

# 社会福祉法人 正廉会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正廉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）および評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

## (役員報酬)

第2条 法人の役員等に対する報酬は以下の通りに支給する。ただし、役員等が施設長、事務局長又は職員である場合は、これを支給しない。

- 2 前項の報酬の額は、理事長については、施設へ勤務又は理事会、評議員会へ出席したときの報酬額は、日額30,000円の範囲内とする。
- 3 理事及び監事については、理事会、評議員会へ出席したときの報酬額は、日額20,000円の範囲内とする。
- 4 監事については、監査を行ったとき及び監事監査等の研修又は会議へ参加したときの報酬額は、日額30,000円の範囲内とする。
- 5 評議員については、評議員会へ出席したときの報酬額は、日額10,000円の範囲内とし、各年度の総額は240,000円を超えない範囲内とする。

## (費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会以外の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、第2条で規程する報酬をその費用弁償として支給する。

- 2 費用弁償額のうち、交通費等は役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。
- 3 日当および宿泊料についても、職員の旅費規程に準ずる。

## (支給方法)

第4条 報酬の支給日は、毎月20日とし、指定金融機関へ振込むものとする。また、通貨をもって直接支給することもできる。

- 2 支給日が金融機関の休業日の場合は、直前の営業日とする。

## (改正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

## 付 則

この規程は、平成17年3月22日から施行する。

## 改 正

平成18年5月1日

平成29年4月1日